

PwC Tax Insight (No.5/2019)

電子決済 (E-payment) に関する法律 の施行

Issue 22 Mar 2019

pwc

.....
電子決済 (E-payment) に関する
法律が 2019 年 3 月 21 日より施行
されました。
.....

タイ国電子決済基本計画 (E-payment master plan) に
基づき、納税の受領を含む政府機関の業務において、
電子決済システムが導入される予定です。

加えて、民間部門において情報技術の変更が頻繁に
行われた事により、歳入法に基づいて行われる歳入局
による徴税のための情報調査および追跡調査は、もは
や、有効ではなくなっています。

納税者による税務申告と納税手続きを容易にし、歳入
局が徴税の為に有益な情報を得る事ができるよう、歳入
法典改定法 B.E.2562(2019) が、2019 年 3 月 20 日に官
報に掲載され、2019 年 3 月 21 日より施行されました。

法令の主な内容は以下のとおりです。

主な内容

- 以下の税金は、今後、省令で定められる方法により、歳入局へ電子的に送金ができる可能性があります。
 - ・ 個人に対する支払いに課される源泉所得税(一定の場合に限る)
 - ・ タイで事業を行っていない外国企業に対する支払いに課される源泉所得税
 - ・ タイ支店が稼得した所得を送金する場合に課される税金
 - ・ オークションでの売上に課される付加価値税
 - ・ リバースチャージ方式により課される付加価値税
- 歳入法典にしたがって要求される税金関連書類およびその他の書類は、電子取引に関する法律の条件に準じて、歳入局長官が発行する予定の基準および条件に応じた電子的方法により、提出または作成できる可能性があります。
- 金融機関、国の金融機関および電子マネーサービスプロバイダーは、毎年 3 月末までに歳入局に対して、昨年度、以下の状況にあった「者」の口座に関する詳細な情報を報告することが求められます。
 - (i) 3,000 件以上の預金または 3,000 件以上の送金の受領がある口座
 - (ii) 400 件以上の預金または 400 件以上の送金の受領があり、かつ、その預金または送金受領の合計額が 200 万バーツ以上である口座

最初の報告は、2020 年 3 月末までに歳入局へ提出されなければなりません。報告内容と報告方法は歳入局によって今後定められる省令に準拠する必要があります。

歳入局長官は、指定された期間内に報告を怠った金融機関等に対して、別途期限を設けて報告を行うよう命じる権限があります。

報告義務を有する銀行等が、別途定められた期間内に、依然として報告を行わない場合には、行政処分として最大で 100,000 バーツ課されます。また、報告がなされるまでの間、1 日当たり 10,000 バーツの追加処分が課されます。

所見

上記で述べられている「者」が個人のみを指すのか、それとも、法人を含むのかは、まだ明確ではありません。今後発行される省令により、この点は、明らかになることが期待されます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uzumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@pwc.com

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@pwc.com

熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@pwc.com

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀 (0 2844 2102/Mobile:06 26032435) aoki.morioka@pwc.com

玉木寿典 (0 2844 1470/Mobile:06 55109668) tamaki.toshinori@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2019 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com/th.